

綾瀬市スタディクーポン参画事業者募集要項

綾瀬市生活支援課

(運営受託事業者：公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン)

本市は、生活保護受給世帯または就学援助受給世帯に属する中学３年生の子どもに対して、民間の教育機関（学習塾や通信教育など）で利用できる「綾瀬市スタディクーポン（以下、「ポイント」という。）」を交付します。

ついては、本事業において、ポイントが利用できる教育事業者（以下、「参画事業者」という。）の登録を受け付けます。

また、本事業の運営業務は、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（以下、「運営事務局」という。）に委託しています。

1. 事業の概要

(1) 対象者

綾瀬市の区域内に住所を有するまたは区域内の中学校に通学する中学３年生で、次のいずれかに該当する者

- ・生活保護を受けている世帯に属する者
- ・就学援助費の給付対象世帯に属する者
- ・その他、市長が必要と認める者

(2) スタディクーポン

- ・令和７年８月から開始するポイント交付上限額（年間）は、一人あたり８万円分（８万ポイント）です（交付決定時に一括提供）。ただし、８月以降に交付を受けた場合は、交付決定を受けた日の属する月の翌月から年度末までの月数により月割計算した額とします（例：９月１５日に交付決定を受けた場合、交付額は１０月からの６万円分）。
- ・オンラインで利用できる電子ポイントを交付します。利用者及び参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。
- ・ポイント利用手続きについては、「13. ポイント利用にかかる手続き」を参照してください。
- ・ポイント利用者には、利用者本人であることを確認するための、「綾瀬市スタディクーポン交付決定通知書」をお送りしています。

2. 登録申請

参画事業者になるためには、教室・サービスごとに参画事業者登録申請手続きが必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請」を行ってください。

(1) 登録の条件

次のすべてを満たしている団体や個人が対象です。法人格の有無や法人種別は問いません。

▼申請者の要件

- ① 本事業の趣旨・目的に賛同し、基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲に寄与する良質な学校外教育サービス（以下、「サービス」という。）を提供すること
- ② 運営事務局が実施するアンケートやヒアリング調査等に協力できること
- ③ 代表者が明確であり、本募集要項に規定する事業の遂行能力が見込まれること
- ④ 個人情報の保護について万全を期していること
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- ⑥ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑦ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること

▼サービスの要件

- ① サービスを提供する形式が、次のいずれかに該当すること
 - ・教室型：特定の場所に子どもを集め、集団や個別で指導を行うもの
（例）学習塾など
 - ・訪問型：教師等を派遣し、子どもの自宅等に訪問して指導を行うもの
*個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師などを紹介し個人契約を斡旋する形態は除く
（例）家庭教師など
 - ・通信型：インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの
*教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は除く
（例）オンライン学習塾など
 - ② 提供するサービスが次のいずれかに該当すること
 - ・主要5教科（国語、数学、理科、社会、英語）の基礎学力向上や進学に資するサービスであること
 - ・不登校の生徒等が通うフリースクール等で、補習教室の機能があるもの
- ※障がい・不登校・外国にルーツがある等の特別な事情のある利用者に対応するサービスについては、上記①・②に当てはまらない場合でも登録を認めることがあります。
- ③ 中学生を対象として、その内容と価格を明示し、有償で提供しているサービスであること
 - ④ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること。
特に利用者の国籍やルーツ、性別、宗教等によって差別しないこと
 - ⑤ 利用者へのサービス提供の実績（出席・参加記録、指導履歴等）の管理が適切に行われていること
 - ⑥ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと

(2) 登録申請

次の①から③の書類・資料のうち、必要なものをご準備のうえ、以下AもしくはBの方法で申請してください。

▼ご準備いただく書類・資料

①	法人の場合	法人の登記簿謄本または登記事項証明書 (写し可／発行後 3 ヶ月以内)
	任意団体の場合	申請者による事業運営の実態を確認できる書類 (例) ・直近の法人税納税証明書 (その 2) ・収益事業開始届出書の写し (※所轄税務署の受付印のあるもの) ・その他、運営事務局が実態を確認できると認めた書類
	個人事業主の場合	申請者による事業運営の実態を確認できる書類 (例) ・直近の所得税確定申告書の写し (第一表と第二表 (控) の写し) (※e-Tax の受付日時・番号の記載、または所轄税務署の受付印のあるもの) ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し (※所轄税務署の受付印のあるもの) ・その他、運営事務局が実態を確認できると認めた書類
②	登録したい教室・サービスの情報が確認できる資料 (次のいずれか) ・WEB ページのリンク (URL) ・チラシ・パンフレットのデータ (現物を写真撮影したデータでも可) ※いずれの場合も、教室住所、電話番号、サービス内容、料金体系がわかるもの	
③	支払先口座の通帳やキャッシュカードの写真データ ※金融機関名、支店名、預金種目、口座名義、口座番号が記載されているもの ※ポイント利用分の費用の支払先となるもの	

※提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにしたうえで提出してください。

A : 「ポイント利用管理システム」のご利用がない場合

(他の事業に参画しておらず、初めて「ポイント利用管理システム」を利用する場合)

上記①から③の書類・資料をご準備のうえ、「新規登録申請フォーム」からオンラインで申請してください。

新規登録申請フォーム

https://pt.cfc.or.jp/new_application



B : 既に「ポイント利用管理システム」を利用されている場合

(本事業または他の事業に既に参画している場合)

「ポイント利用管理システム」にログインのうえ、「教室管理」メニューの「教室の追加申請」ボタンより登録申請を行ってください。

ポイント利用管理システム

<https://pt.cfc.or.jp/schools>



▼申請における留意事項

- ・申請にあたり、上記書類・資料の②は皆様ご準備ください。①の書類は本事業に初めて参画する場合のみ必要です。
 - ・支払先口座に新しい口座を登録したい場合は、③をご準備のうえ、同システム「事業者情報」メニューの口座情報「新規追加」ボタンより先に口座登録を行ってください。
- ※権限が「本部」のアカウントで作業いただく必要があります。

【申請受付・登録決定通知】

- ・申請受付 : 随時
- ・登録決定通知 : 登録申請受付より 2 週間から 3 週間程度で発送

※ただし、登録申請内容に不備がある場合や、3 (2) 訪問確認を行う場合は、この限りではありません。

3. 登録の審査

(1) 登録申請内容の確認

登録申請の受付後、その内容や営業実態等の確認を行います。また、登録申請内容等の確認のため、電話や電子メールで連絡をさせていただく場合があります。

(2) 訪問確認

運営事務局は、必要に応じて事業者がサービスを提供する場所等を訪問することがあります。訪問が必要な場合は、事前に連絡いたします。

(3) 登録を認めない場合

登録を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことがあります。

- ① 登録申請の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ② 登録申請または添付された文書等に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- ③ 本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- ④ 本募集要項に定める条件を満たさないとき
- ⑤ 本募集要項「3. 登録の審査」に規定する実態確認等に際し、「2 (1) 登録の条件」を満たすことが確認できないとき

(4) 登録決定通知

審査に通過し、登録が完了しましたら「登録（決定・却下）通知書」を送付し、通知します。その際、その他の必要書類を同送します。

※登録申請内容に不備がある場合、審査に時間を要することがあります。

4. 登録の期間

- ・登録期間は、「登録（決定・却下）通知書」に記載の登録決定日から当該年度末までとします。
- ・ただし、満了日から起算して2ヶ月前までに綾瀬市または運営事務局より本事業を終了させる旨の通知がない場合、または参画事業者より抹消申請が行われない場合は、さらに1年間、登録期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。

5. 登録事項の変更等

- ・登録事項を変更する場合は、予め「ポイント利用管理システム」内の「教室管理」メニューから、「教室情報の変更申請」を行ってください。
- ・変更申請がなかったことにより、綾瀬市及び運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、綾瀬市及び運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。
- ・参画事業者としての登録を抹消する場合は、予め「ポイント利用管理システム」内の「教室管理」メニューから、「教室情報の抹消申請」を行ってください。

6. 登録の取消

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、綾瀬市は参画事業者に対し「登録取消通知書」の送付をもって、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより綾瀬市及び運営事務局に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

(1) 取消事由

- ① 登録申請時（添付した文書等を含む。）の記載事項または「5. 登録事項の変更等」に示す教室情報の変更申請時の記載事項について、偽って記載したことが判明したとき
- ② 「2 (1) 登録の条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③ 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、ポイントによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ④ 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、綾瀬市が登録の取消しが相当と判断したとき
- ⑤ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- ⑥ 「5. 登録事項の変更等」に反し、教室情報の変更申請等の必要な手続きを怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該手続きを行わないとき
- ⑦ 「11. ポイントの利用」に反し、綾瀬市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき
- ⑧ 「16. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- ⑨ 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、綾瀬市が参画事業者として不適当と認めたとき

- ⑩ 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に綾瀬市及び運営事務局から連絡ができないとき
- ⑪ 参画事業者が行うポイント利用にかかる手続きに疑義があり、綾瀬市が参画事業者として不適当と認めたとき
- ⑫ 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っていると綾瀬市が判断したとき
- ⑬ 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「17. 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたと綾瀬市が判断したとき
- ⑭ 参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ⑮ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき
- ⑯ 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて綾瀬市及び運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- ⑰ その他、本募集要項に違反したとき

(2) 登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消後、ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりポイント利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

7. 情報の公開

綾瀬市は、参画事業者の名称、登録された教室・サービスの名称、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

8. ポイントの無効及び利用者の資格喪失

綾瀬市は、ポイントの改ざんやポイントの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のポイントを無効にすることができるものとします。また、利用者が利用者の要件を満たさなくなった場合、綾瀬市は利用者としての資格を喪失させることができるものとします。

9. ポイントの改ざん、複製等への対処

- (1) ポイントの改ざん等が発覚した場合、運営事務局は参画事業者に連絡することとし、その連絡以降、参画事業者はより厳重な注意をもってポイント利用を受け付けなければなりません。
- (2) 参画事業者はポイントの改ざん等が発見した場合、速やかに運営事務局にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

10. ポイントの様式等の変更

綾瀬市がポイントの様式やシステム等を変更する場合には、参画事業者に対し、新しい様式やシステム等のポイントが効力を生ずる1ヶ月以前に通知するものとします。

11. ポイントの利用

- (1) 参画事業者は、利用者からポイントの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除いて、本募集要項及び参画事業者として登録された後に案内するマニュアルに従い、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- (2) 参画事業者は、利用者からポイントの利用を求められた場合、「15. ポイント利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくポイントの利用を拒否してはなりません。
- (3) 参画事業者は「15. ポイント利用の拒否」に定める理由でポイントの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (4) 参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (5) 参画事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の利用者のみを対象とするものではなく、広く利用者以外の生徒を募っていることが必要です。
- (6) 参画事業者が利用者に提供するサービス料金は、利用者以外の生徒に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、利用者に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

12. ポイントの利用範囲

(1) ポイントを利用できる費用

ポイントを利用することができる費用は次のとおりとします。

- ① 入会金等サービスの提供を受けるために初期に必要な費用
- ② 受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
- ③ サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で参画事業者にその支払いを行うべき費用（ただし、③のみでの利用は不可）
- ④ その他、綾瀬市が認めた費用

(2) ポイントを利用できない費用

次の費用にポイントを利用することはできません。

- ① 参画事業者以外の事業者を支払うべき費用
- ② サービスを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、本募集要項が定めるサービス以外の費用
- ④ その他、綾瀬市が不適当と認める費用

13. ポイント利用にかかる手続き

ポイント利用には次の2つの方法があります。いずれかの方法でお手続きください。

▼参画事業者によるポイントの利用申請

- (1) 参画事業者は、パソコンやスマートフォン等を用いて「ポイント利用管理システム」にアクセスし、利用者コード、利用用途、利用するポイント数等を入力してポイントの利用申請を行います。
- (2) 利用者は、参画事業者が作成したポイント利用申請データを確認し、確認期間内（ポイント利用申請から7日間）にポイント利用の承認作業を行います。
※確認期間を過ぎると、自動で承認となります。
- (3) 運営事務局は、(2)の利用者による承認が完了し、月末時点で利用が確定しているポイントについて、翌月10日（支払い月が1月と5月の場合のみ15日）に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を参画事業者の指定口座に振込みます。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
- (4) 参画事業者が(1)の手続きを行うことができるのは、当該年度の**3月24日（利用者のポイント有効期限の7日前）**までとし、運営事務局はその翌月10日（4月10日）に振込みを行うものとします。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）

▼利用者によるポイントの利用登録（QRコードによる利用）

- (1) 参画事業者は、「ポイント利用管理システム」から専用の二次元コード（以下、「QRコード」という。）をダウンロードし、利用者に提示します。
- (2) 利用者は、スマートフォン等を用いてQRコードを読み取り、利用者サイトにログインのうえ、利用用途、利用するポイント数等を入力してポイント利用登録を行います。
参画事業者は、利用者の入力内容に誤りがないか確認を行ってください。
- (3) 運営事務局は、(2)が完了し、月末時点で利用が確定しているポイントについて、翌月10日（支払い月が1月と5月の場合のみ15日）に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を参画事業者の指定口座に振込みます。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
- (4) 利用者が(2)の手続きを行うことができるのは、当該年度の利用者のポイント有効期限日までとします。

14. 支払いの取消・留保

(1) 支払いの取消

運営事務局は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、ポイント利用にかかる支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、運営事務局の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「17. 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- ② 「6. 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ③ 参画事業者においてポイントの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- ④ 参画事業者が行ったポイント利用にかかる手続きが正当なものでないとき

- ⑤ 「8. ポイントの無効及び利用者の資格喪失」、「15. ポイント利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、ポイントによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑥ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき
- ⑦ 「6. 登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者にサービスを提供し、ポイントによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(2) 支払いの留保

運営事務局は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、事務局が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったポイント利用にかかる手続きに疑義があると綾瀬市が判断したとき
- ② 参画事業者が「6. 登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると綾瀬市及び運営事務局が認めたとき
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「(1) 支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると綾瀬市及び運営事務局が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、綾瀬市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、運営事務局は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、綾瀬市及び運営事務局は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

15. ポイント利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、ポイント利用を希望する者に対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに運営事務局に連絡し、運営事務局の指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるポイントの利用を希望されたとき
- ② ポイント利用を希望する者が明らかに不審であると思われたとき
- ③ その他ポイントの利用等について不審があると思われたとき

16. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の綾瀬市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

17. 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、綾瀬市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏えいしてはなりません。(利用者がポイントを利用してサービスを受講しているという情報も、生活保護受給世帯であることを示すものであるので、第三者にこの情報を提供、開示、または漏えいをしてはなりません。)

- (2) 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。
- (5) 綾瀬市及び運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (6) 参画事業者は、(4) の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を綾瀬市に報告しなければなりません。
- (7) (6) の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4) の事故が生じた結果、利用者、綾瀬市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) (1) から (8) にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- (10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

18. 利用者の紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- (3) (1) 及び (2) の場合、綾瀬市及び運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

19. 損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、綾瀬市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。